

区画漁業権の免許をすべき者の判断基準について

○概要

知事は、漁業権の免許をすべき者を決定する際、同一の漁業権について免許の申請が複数あるとき、適格性を有する者の中から免許すべき者をどのように決定するのかについて、判断基準をあらかじめ定めておく必要がある。

○判断基準の対象となる漁業権

- ・ 漁場計画に定めた漁業権のうち、団体漁業権（漁協）については、漁業法第 72 条第 2 項の規定により適格性を有する者が地先の漁協に実質的に限定されている。
- ・ 個別漁業権（下表の 14 件）は、全て類似漁業権が設定されているため、現行漁業権者から免許の申請が行われた場合、同法第 73 条第 2 項第 1 号の規定により、当該者に免許されるため、判断基準を定める必要はない。
- ・ それ以外の場合に、複数の者から免許の申請がなされた場合には、同項第 2 号の規定により、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許する必要がある、その判断基準を定めるもの。

[告示中の琵琶湖海区漁場計画]

漁業権の種類および名称			団体・個別漁業権の別	漁場数
共同漁業権	第 1 種	しじみ等漁業	団体漁業権 (漁協)	3
	第 2 種	小型定置網（えり）漁業		54
		やな漁業		8
第 5 種 (海面)	こい、ふな等漁業	3		
区画漁業権	第 1 種	真珠養殖漁業	団体漁業権 (漁協)	1
			個別漁業権	10
		簡易垂下式真珠母貝養殖漁業	個別漁業権	4
		小割式養殖漁業	団体漁業権 (漁協)	4

○その他

この判断基準については、行政手続法第 5 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表することとされている。

また、審査基準を定める際には、水産庁長官通知により海区漁業調整委員会にあらかじめ示すとともに、申請が複数あった場合には、審査した結果も説明することとされている。

<根拠法令>

○漁業法

(免許についての適格性)

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用し行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

(免許をすべき者の決定)

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

- 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

○行政手続法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

ロ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

(審査基準)

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

○海区漁場計画の作成等について

(令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知)

4. 免許をすべき者の決定

(1) 法第73条第2項第1号

同一の漁業権について免許の申請が複数あるときについて、その申請者が法第73条第2項第1号の場合に該当するか否かの判断は、海面利用ガイドライン別紙2のチェックシートにより判断することとされたい。

仮に、当該チェックシートにより、適切かつ有効に活用しているとは認められなかった場合には、法第73条第2項第2号により判断することとなる。

(2) 法第73条第2項第2号

① 基本

同一の個別漁業権について免許の申請が複数あるときについて、当該漁業権が新規の漁業権である場合や、類似漁業権について満了漁業権を有する者からの申請が無かった場合には、法第73条第2項第2号の規定に基づき、地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許をすることとなる。

② 判断基準

この判断基準については、行政手続法第5条第1項の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表することとされたい。

この審査基準は、各地域の水産業の実情を踏まえて作成されるべきであり、同じ都道府県内でも、地域によって審査基準が異なることもあり得る。地域の水産業の将来を見据え、実効性のある審査基準とするよう検討し、委員会にもあらかじめ示すこととされたい。